主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は「原判決を取消す。控訴人の昭和四二年分所得税について、被控訴人が昭和四三年九月三〇日付でした更正処分を取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実および法律上の主張並びに証拠関係は、左記のほか原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

一、原判決事実摘示欄の訂正

原判決三枚目表五行目に「一〇月一九日」とあるを「一〇月三〇日」と訂正し、同三枚目裏六行目に「算入すべき金額」とある次に「は……その年において収入すべき金額」を、同六枚目表二行目に「右土地、建物」とある次に「の譲渡」をそれぞれ挿入し、同七枚目表三行目に「調停が成立」とあるを「調停の成立」と訂正し、同表四、五行目に「(但し昭和四三年一〇月一九日とあるは昭和四三年一〇月三〇日である)」とある部分を削除し、同表九行目に「支払」とあるを「支配」と訂正する。

二、控訴代理人の陳述

(一) 原判決は控訴人と訴外Aの離婚に伴い土地、建物を控訴人からAに譲渡したのは、乙第一号証の調停調書記載のとおり慰藉料支払の趣旨であつたと認定したが、これは事実誤認である。離婚に伴う金銭その他の財産の授受が行われた場合に、それが慰藉料か扶養料かもしくは財産分与の趣旨であるかは、単に調停調書の字句によつて判断すべきものではなく、その事案の解決にあたり当事者の真意がどこにあつたか、その当事者の婚姻歴、離婚原因等を綜合的に勘案して財産分与の趣旨が含まれているか否かを判断すべきものである。

- (三) 課税要件を構成する事実の認定にあたつては、納税義務者およびその相手方が採用した契約の方式或は当事者において付された名称等の形式に基づいてではなく、その法的実態を正確に把握すべきである。この要請がいわゆる実質課税の原則であり、それがまた負担の公平を確保する所以である。 三、被控訴代理人の陳述
- (一) 本件土地建物の譲渡は、(1)控訴人は被控訴人の本件更正処分に対する所得税の異議申立書(乙第二号証)および名古屋国税局長に対する所得税の審査請求書(乙第三号証)において一貫して本件土地建物の譲渡は慰藉料によるものである旨を申立てていること(2)仮に本件離婚等調停において離婚当事者間で問題解決のため財産分与の趣旨を含めて話合がなされたとしても、それは単なる歴史的超過であつて、結論としては結局家庭裁判所において慰藉料として協議がととのい調停調書にその旨記載されたことからして当事者の真意は慰藉料に基づくものであること明白である。本件課税処分後において調停成立前の話合の歴史的事情のみをとらえ最終的に協議確定した内容を無視して財産分与であると主張することは失当である。
 - (二) 本件土地建物の譲渡は所得税法第三三条第一項に規定する「資産の譲渡」に

該当する。すなわち本件土地建物を慰藉料(精神的損害に対する賠償)として金銭に代えて譲渡したことは、その譲渡時における当該土地建物の価額に相当する額の弁済があつたことになり、このことは控訴人が当該土地建物を他に処分してこれが代価を訴外Aに与えるに等しいものであつて、所得税法第三三条第一項に規定する資産の譲渡に該当するものである。

仮に本件土地建物の譲渡が控訴人主張の如く財産分与であるとしても、それは婚姻中に抽象的に存在する財産分与義務という潜在的債務が離婚による調停によつて確定債務として顕在化され財産分与を履行することによつて右確定債務が消滅することになり、若し右履行がなされない場合は財産分与を受ける者の地位において財産分与に代る損害賠償を請求することになるのであり、その請求の対象となる金銭は調停時における当該物件の価額相当額とされることを考えれば、右財産分与も確定債務を消滅せしめる効果を有する点からみて、所得税法第三三条第一項に規定する資産の譲渡に変りよる。

四、証拠関係(省略)

理 由

一、控訴人主張の請求原因(一)、(二)、(三)および(五)の各事実並びに別紙目録記載の本件不動産は、控訴人と訴外C(現D)A間の名古屋家庭裁判所昭和四一年(家イ)第九八三号離婚等調停事件につき昭和四二年五月一〇日成立した調停の結果控訴人から右訴外Aに譲渡したものであることはいずれも本件当事者間に争いがない。

二、控訴人は右不動産の譲渡は離婚に伴う財産分与として譲渡したものであると主張し、被控訴人は慰藉料として譲渡したものであると主張するので、先ずこの点に つき考えてみる。

成立に争のない乙第一号証によれば、本件離婚等調停調書には、(一)控訴人と 訴外A間の長女E(昭和二九年二月五日生)の親権者をAと定め、同人において監 護養育すること(二)控訴人はAに対し本件離婚に基づく慰藉料として本件不動産 と名古屋<以下略>の電話加入権を譲渡し、かつ現金一四五〇万円を支払うことと その履行方法は本件不動産については抵当権を抹消のうえ昭和四二年五月二 日限り所有権移転登記手続をすること、現金一四五〇万円については内金二五〇万円は調停成立の日に授受を了し、残金一二〇〇万円は昭和四二年五月から昭和五二年四月まで毎月金一〇万円を各月の末日限り支払うこと、右の電話加入権について は速かに名義変更手続をすること(三)控訴人はAに対し長女Eの養育料として昭和四二年五月から昭和五二年四月まで毎月金三万円を各月の末日限り支払う旨記載 されているから、右調停条項の文言からすれば、右調停における本件不動産の譲渡 と現金一四五〇万円の支払は慰藉料として履行されるものと見ることができる。しかし当審証人Fの証言と原審での控訴人本人の供述並びに弁論の全趣旨を総合すれ ば、昭和二五、六年頃当時名古屋大学医学部の助手であった控訴人はAと婚姻し昭和二九年二月五日長女王を儲けたこと、控訴人は昭和三二年五月豊田ビル内に診療 所を開業し、医療設備費として約一〇〇〇万円を要したが、右費用はすべて控訴人 が支払し、A又はその親族から援助を受けていないこと、本件不動産(建坪のうち 三九平方米は昭和三五年一二月二〇日増築)は控訴人が昭和二九年五月三一 日名古屋市から分譲住宅として買受け、土地については同年八月一六日、建物につ いては同年九月八日それぞれ所有権移転登記を了したもので、いずれも控訴人の特有財産であつたこと(本件不動産は右の日控訴人が名古屋市から買受けたもので控 訴人の特有財産であつたことは当事者間に争いがない)、控訴人は昭和三九年頃か らAと別居し、AはEと共に本件建物に居住し、控訴人は名和町の住宅(この住宅 は控訴人が住宅公団から分譲住宅として金四〇〇万円で買受けたもの)に居住して いたこと、昭和四二年控訴人から離婚の調停申立があり同年五月一〇日本件離婚等 調停が成立したのであるが、右離婚の原因は性格の不一致と控訴人には他に女性関

係があつたためであること、本件離婚当時控訴人所有の資産としては本件不動産(当時課税対象として四五〇万円位に評価されていた)と前記名和町の住宅及び診療所の外に京都市内に時価二〇〇万円位の土地と預貯金として四〇〇万円か五〇〇万円位があつたこと、本件調停の際には慰藉料の外に財産分与も協議内容となつていたことが認められ、右事実に前記乙第一号証によれば本件調停調書には、Aが前記慰藉料の分割支払期間中に再婚したときは婚姻成立の翌月から慰藉料分割請求権は消滅し、Aはその後の支払を請求し得ないこと及び当事者双方は本件離婚に関しては上記条項をもつて一切解決したこととし今後何等の請求をなし得ない旨記載されていることを併せ考えれば、本件離婚等調停においては単に慰藉料のみに限定せ

ず子供の養育費その他離婚に伴う一切の財産上の関係を解決する方法として控訴人は日間では、 はAに対し現金一四五〇万円と本件不動産等を譲渡することを承諾して、 はAに対して、前示調停条項の「慰藉料」ないで、 はおいて、前示調停条項の「慰藉料」ないで、 はおいて、前示調停条項の「慰藉料」ないで、 はおいて、前示調停条項の「慰藉料」ないで、 はおいて、 はおいて、 はおいて、 はおいて、 はおいて、 はおいて、 はおいて、 はおいて、 はおいて、 はおいで、 はいいで、 はいいいで、 はいいで、 はいいいいいで、 はいいいでいでいいでいいでいでいいでいでいい

三、そこで本件課税処分の適否について考察する。 控訴人は、譲渡所得課税の本質は譲渡差益に対する課税であつて、資産の値上り 益に対する課税ではない旨主張するが、当裁判所は、譲渡所得に対する課税の本質 は資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産 が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものと解すべきであり、売買交換等によりその資産の移転が対価の受入れを伴うとき は、右増加益は対価のうちに具体化されるので、これを課税の対象としてとらえたのが旧所得税法第九条第一項八号(現所得税法第三三条)の規定であるとする最高 裁昭和四三年一〇月三一日第一小法廷判決(裁判集民事第九二号七九八頁)の見解 を正当としてこれに従う。而して右にいう資産の移転が対価の受入れを伴う場合と しては売買、交換等現実に対価を受入れる場合の外慰藉料その他債務の履行として 或は債務の履行に代えて資産の移転がなされる場合も含むものと解するのを相当と 考える。けだし一般に債務の履行として或は債務の履行に代えて自己の有する資産 を相手方に移転譲渡した場合にはその譲渡時における当該資産の価額に相当する額の弁済があったことになり、これによって当該債務は消滅するのであるから、経済 的利益を享受しこれが具体化した点では現実に対価の受入れを伴う場合と実質的に 何等変りはないからである。本件についてこれを見るに本件不動産は現金一四五〇 万円等と共にAとの離婚に基づく慰藉料及び財産分与として譲渡することを約定し その履行として譲渡されたものであること前に認定したとおりであるから、右のように慰藉料及び財産分与に基づく債務の履行として本件不動産の譲渡がなされた以 被控訴人が本件不動産の譲渡をもつて所得税法第三三条第一項の譲渡所得に当 るものとしたのは相当というなければならない。従って本件不動産の譲渡が慰藉料 又は財産分与の履行或はその双方の履行と解せられるとしても、何れにせよ所得税 法第三三条第一項に所謂譲渡所得ありとしてなされた本件更正処分(本件更正処分 の内容となつた譲渡所得の金額の計算についての被控訴人の主張は控訴人において 争わないところである)は適法であつて、これを違法であるとする控訴人の主張は 理由がない。

四、よつて控訴人の本訴請求を失当として排斥した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、民事訴訟法第三八四条、第九五条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 奥村義雄 広瀬友信 大和勇美)

(別紙目録省略)